参考資料１

富山市における空き家対策の取組状況について

１　富山市における空き家対策の流れ

■空き家対策として、適正な管理を促すこと（文書送付）が市の基本的役割

- 市民等からの情報提供に対し、現地確認、所有者等調査を行った後、所有者等へ適正な管理を促す文書（管理依頼文書）を送付
- 管理依頼文書を受け取った所有者等からの問い合わせ、相談対応
- 所有者等が不在（相続人全員が相続放棄等）または対応なしの場合、個別対応、空家特措法に基づく対応

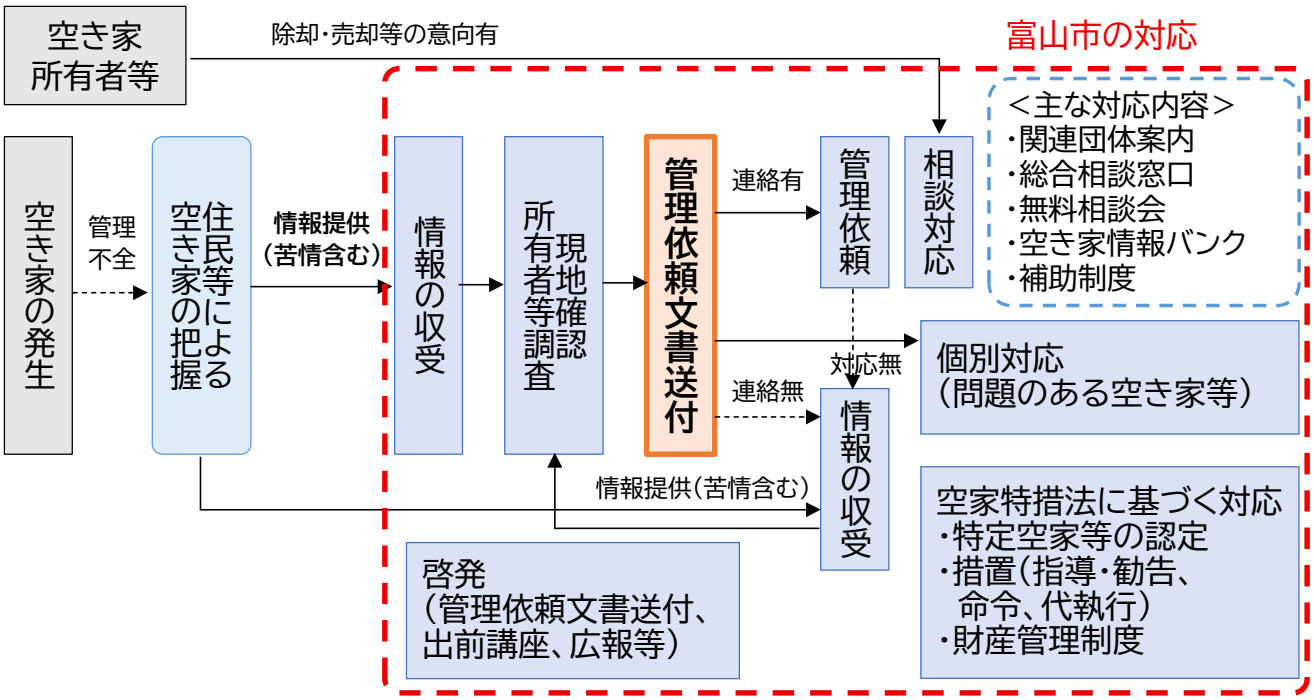


図1　富山市における空き家対策の流れ

2 市民等からの情報提供への対応

（1）市民からの情報提供

現計画の関連施策
・町内会からの情報に基づく対応(41 頁)

■空き家に対する市民からの情報提供件数は増加傾向で推移

- 情報提供件数は近年、年間 400 件超で推移(平成 28 年度の約 2 倍の水準)
- 年間 400 件超の情報提供依頼に対して、空き家所有者への文書での管理依頼業務が中心
- 情報提供の内容は「草木(特に庭木)の繁茂・越境」が約 6 割を占める

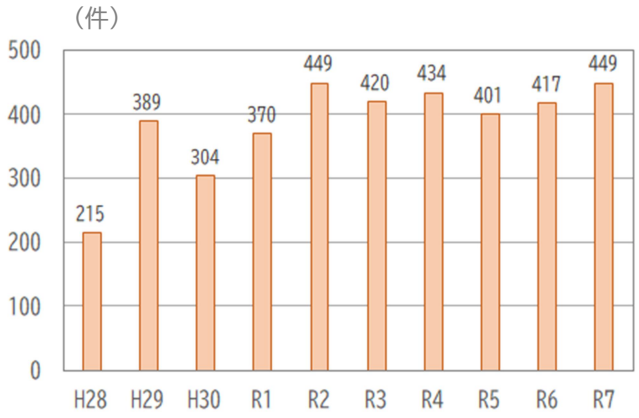


図2 空き家に対する市民からの情報提供件数の推移

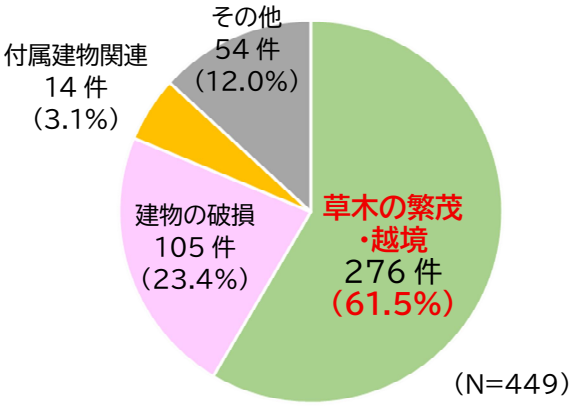


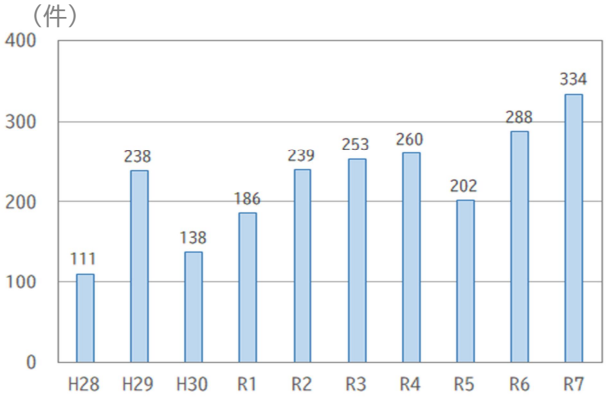
図3 提供された情報の内訳(令和7年度)

（2）管理依頼文書の送付状況

現計画の関連施策
・町内会からの情報に基づく対応(41 頁)

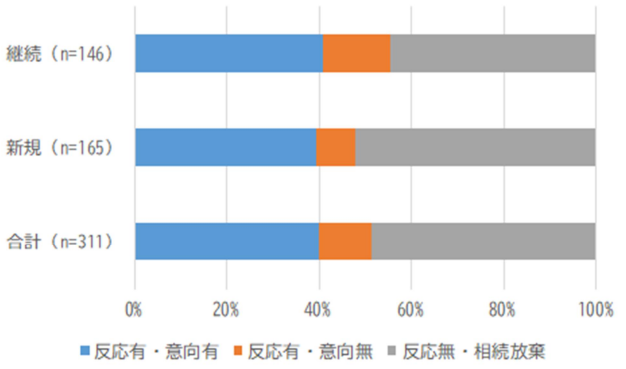
■適正管理依頼文書送付件数は増加傾向で推移

- 適正管理依頼文書送付件数は近年、年間 200～300 件で推移(平成 28 年度の 2 倍超)
- 管理依頼に対し、所有者の反応は約 5 割、そのうちの 8 割(全体の 4 割)が対応意向が示される(反応がない場合であっても、所有者の対応が見られた場合もあり)



注）延べ件数

図4 適正管理依頼文書送付件数の推移



注）新規：令和 7 年度に初めて管理依頼文書を送付した物件
継続：過年度に管理依頼文書を送付した経歴のある物件

図5 管理依頼に対する所有者等の反応(令和7年度)

3 空き家所有者等への支援

（１）相談体制の構築

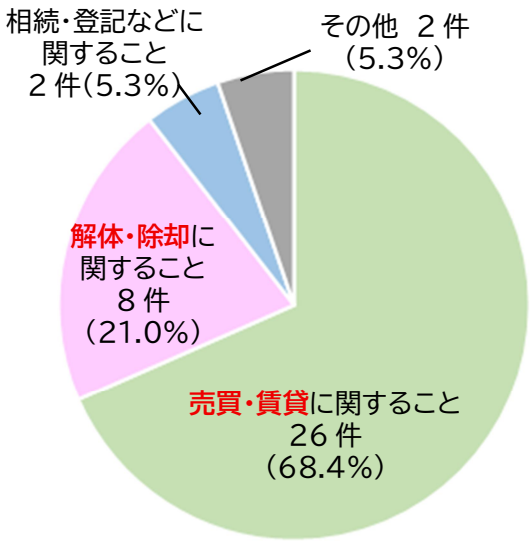
現計画の関連施策
・民間事業者や NPO などと連携した相談体制の整備（41、42 頁）
・総合相談窓口の設置（44、48 頁）
・外部と連携した相談体制の整備、官民連絡会議の設置（49 頁）

■関連団体との連携や民間の活用などにより、空き家に関する相談体制を構築

- 行政が関連団体の情報共有や連携した空き家対策の実施を目的として富山市空き家対策官民連絡会議を設置（平成 29 年度）
- 関連団体と連携し、空き家所有者等を対象に無料相談会を開催（年3回）



写真1　無料相談会の様子



※主となる相談内容　　（N=38）

図6　無料相談会相談内容（令和7年度）

- 空き家に関する所有者の相談をワンストップで受け付け、除却・売却など解決に向けて伴走支援する「富山市空き家総合相談窓口」を設置（令和 6 年 10 月～）

表1　空き家総合相談窓口相談対応件

	令和 6 年度	令和 7 年度
相談対応件数	67件	93 件 （うち新規75件）

※総合相談窓口は令和 6 年 10 月から設置のため、各年度の相談期間は令和 6 年度は 10 月～翌 3 月、令和 7 年度は 4 月～翌 3 月となる

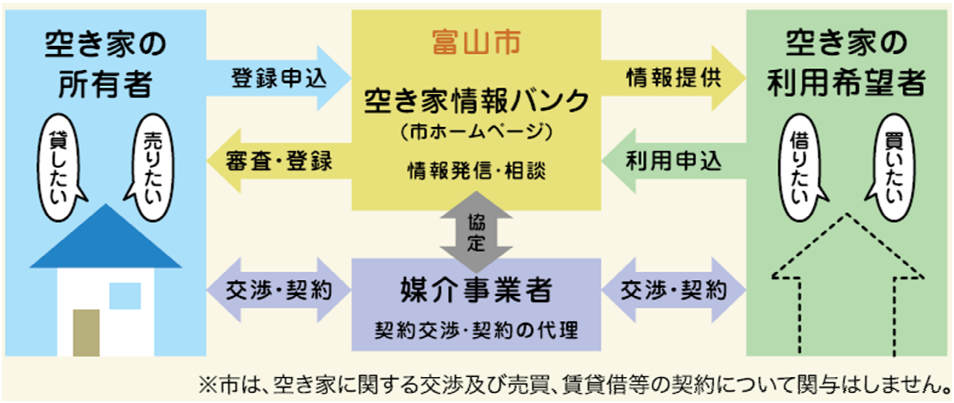
【総合相談窓口の概要】
場　所　アピタ富山店 1 階
　　（上袋 100-1）
時　間　9:00～18:00
運　営　NPO 法人に委託

（2）空き家情報バンク

現計画の関連施策
・空き家バンクの整備・改善（42 頁）

■空き家情報バンクを設置し、「売りたい」方と「買いたい」方をマッチング

- 富山市空き家情報バンクを平成 25 年度より設置、令和 5 年度にはホームページのリニューアルを実施
- 設置からの登録物件数は 145 件、うち 99 件が成約（令和 7 年度まで）
- 空き家情報バンクに登録された物件の 71.3%が登録から 1 年以内に成約
- 「富山市空き家情報バンク」のホームページ内に、支援制度、不動産や建築、法律などに関する団体の紹介、富山市への移住情報等を表示
- 【新規】「富山市空き家情報バンク」掲載物件を対象に、低廉な空き家の流通をサポートした事業者へ奨励金を交付（令和 8 年度～）



出典：空き家管理啓発冊子「空き家のはなし」

図7 「富山市空き家情報バンク」の概要

表2 空き家情報バンク 登録件数・成約件数の推移

年度	新規登録（件）	成約（件）
平成 29	5	4
平成 30	5	1
令和元	9	1
令和 2	4	7
令和 3	9	10
令和 4	28	13
令和 5	5	14
令和 6	23	13
令和 7	38	27

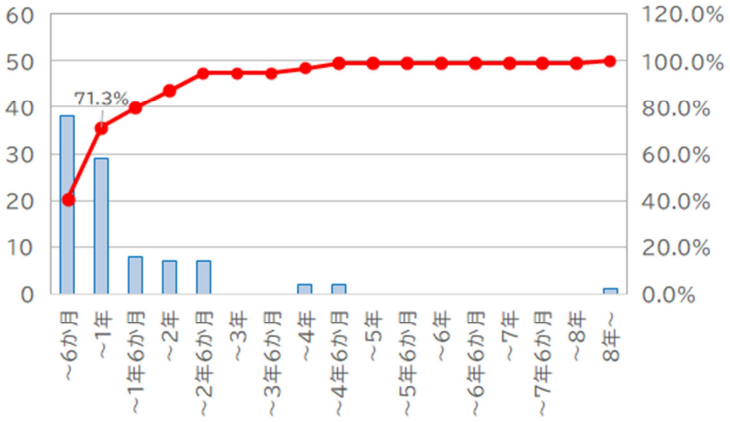


図8 富山市空き家情報バンク登録物件成約までの期間

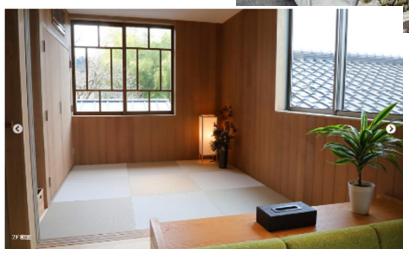
（3）空き家利活用モデル事業

現計画の関連施策
・地域特性に応じた利活用の促進（43 頁）

■八尾地域において空き家を活用した「八尾地域滞在型体験施設」を整備・運営

- 空き家利活用モデル事業として、来訪者が歴史や伝統文化、人々とのつながりなどを体験しながら、町屋風の上質な空間で宿泊できる「八尾地域滞在型体験施設」を整備（令和 2 年度）
- 運営事業者を公募して整備後の施設を貸付、令和 3 年度より運営開始

表3　八尾地域滞在型体験施設の概要

おたや西（定員 4 名）	おたや東（定員 5 名）	織（旧なりひら）（定員 5 名）
木造2階建て 延床面積 65.86 ㎡	木造 2 階建て 延床面積 113.64 ㎡	木造 2 階建て一部コンクリートブロック造平屋建て 延床面積 164.13 ㎡
 		 

（4）補助制度

現計画の関連施策
・耐震改修費用、リフォーム費用の助成（40 頁）
・耐震診断や耐震改修の促進（42 頁）
・住宅取得希望者への情報提供（42 頁）
・公共交通の便利な地域における空き家の利活用の促進（42 頁）
・地域の課題解決に向けた空き家の利活用に対する支援の実施（43 頁）
・空き家の除却や跡地の活用の促進（44 頁）

■老朽危険空き家の除却や地域活性化に資する改修等、所有者自らによる処分・活用を支援

- 所有者に対し、一定以上の老朽度に達した空き家の除却費用の一部支援を実施（老朽危険空き家除却事業補助金、令和 6 年度～）
- 地域活性化等を目的とした空き家の除却・改修（土地の活用）費用の一部支援を実施（空き家再生等推進事業補助金、平成 30 年 7 月～）

表4　支援制度の概要

老朽危険空き家除却事業補助金	空き家再生等推進事業補助金
地域の居住環境の改善や安全で安心なまちづくりを促進することを目的とし、老朽危険空き家等の除却事業等に要する費用の一部を補助	地域の活性化や地域課題の解決を目的に、空き家の改修工事や除却工事を行う事業に対し、費用の一部を補助
【対象経費】敷地内の建築物や工作物等を解体し、廃材等を運搬及び処分する除却費用	【対象事業】営利活動や宗教活動を目的としない、地域課題解決や活性化に資する公益的事業のために行う空き家の改修および除却
【補助額】 対象経費の 1/2（上限 50 万円）	【補助額】 （空き家の活用）対象経費の 2/3（上限 500 万円） （空き家の除去）対象経費の 4/5（上限 160 万円）
	（公民館） （コミュニティガーデン）

表5　老朽危険空き家除却補助金交付・相談件数の推移

	令和 6 年度	令和 7 年度
補助金交付	2 件	5 件
事前相談	12 件	14 件

※補助率：除却に要する経費の 1/2（上限 500 千円）
注）補助金交付と事前相談の件数に大きな差異があるのは補助金要件（老朽危険度）を満たさなかった等による

表6　空き家再生等推進事業補助金交付件数の推移

種別（補助率、上限額）	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
改修（2/3、5,000 千円）	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
除却（4/5、1,600 千円）	1 件	0 件	0 件	0 件	3 件	1 件	1 件	0 件

● 空き家の流通促進や既成市街地の再構築を目的として新たな補助金制度を創設（令和8年度～）

表7 新規支援制度の概要

空き家等利活用支援事業	空き家等流通促進奨励金
隣接地を取得のうえ、一体利用することで狭小宅地などを解消しその土地に建っている空き家を除却又は改修する場合、その経費の一部を支援	「空き家の発生を抑制するための特例措置」の適用を受けた相続人のうち、譲渡価格が低廉※である場合、奨励金を交付 ※物件価格 800 万円以下
【補助額】 測量費等の 1/2（上限 30 万円） 工事費の 1/2（上限 50 万円） ※居住誘導区域内かつ子育て世帯は工事費の上限額を 30 万円引き上げ	【奨励金額】 10 万円/戸 ※居住誘導区域内の場合は 20 万円上乗せ

4 空家特措法に基づく対応

（１）特定空家等の認定

現計画の関連施策
・「特定空家等」「管理不全空家等」への助言・指導、勧告（44 頁）

■特定空家等の認定および認定後の措置（特に「命令」「代執行」）は特例的措置

- 代執行は財産権を上回る公権力の行使であるため、慎重に判断・運用している
- 空き家所有者自らによる適正な管理（を促すこと）が市の基本的スタンス
- 本市における、これまで認定した特定空家等は 11 件（うち 8 件は所有者自ら、略式代執行により解消）

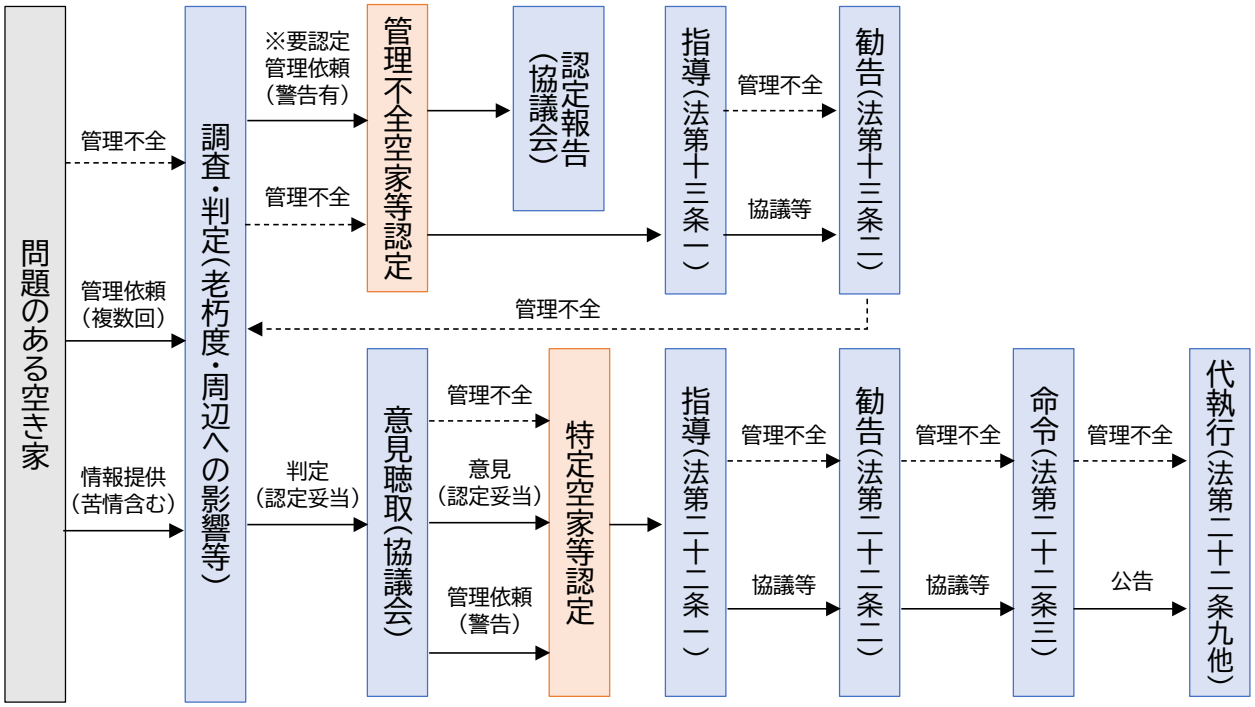


図9　管理不全空家等および特定空家等　認定の流れ

（２）行政代執行

現計画の関連施策
・安全代行措置による管理不全な状態の解消（45 頁）
・空家特措法に基づく緊急代執行による著しく危険な状態の解消（45 頁）

■本市では、「略式代執行」のみ適用実績あり

- 本市では、空家特措法に基づく代執行のうち、所有者が不在である特定空家等を対象とした略式代執行のみ実施（5 件）

表8 特定空家等を対象とした代執行 適用状況

	行政代執行（法 22-9）	略式代執行（法 22-10）	緊急代執行（法 22-11）
要件	法に規定する命令を受けたにも関わらず、所有者等がこれに従わなかった場合	所有者等が不在・不明である場合（確知できない場合）	災害その他非常の場合において、緊急に必要な措置をとる必要があると認められ、通常の手続きに要する時間が確保できない場合
実績	0 件	5 件（除却 4、危険除去 1）	0 件

《参考》

平成 27 年度から令和 6 年度までに特定空家等に対する措置実績は全国で延べ 48,362 件となっている。このうち、行政代執行（略式・緊急を含む）件数はわずか 890 件と全体の 1.8%にとどまっている。

表9 全国の特定空家等に対する措置状況（平成 27 年度～令和6年度）

	助言・指導	勧告	命令	代執行				合計
				行政代執行	略式代執行	緊急代執行	小計	
平成 27 年度	2,193	59	6	2	8	－	10	2,268
平成 28 年度	3,057	215	19	10	28	－	38	3,329
平成 29 年度	4,034	306	37	12	40	－	52	4,429
平成 30 年度	4,507	377	43	18	51	－	69	4,996
令和元年度	5,275	440	37	28	67	－	95	5,847
令和２年度	5,743	471	64	25	67	－	92	6,370
令和３年度	5,304	541	82	47	84	－	131	6,058
令和４年度	4,351	601	87	39	71	－	110	5,149
令和５年度	4,278	543	75	34	95	3	132	5,028
令和６年度	4,026	600	101	71	81	9	161	4,888
合　計	42,768	4,153	551	286	592	12	890	48,362

出典：国土交通省資料（令和 7 年度）

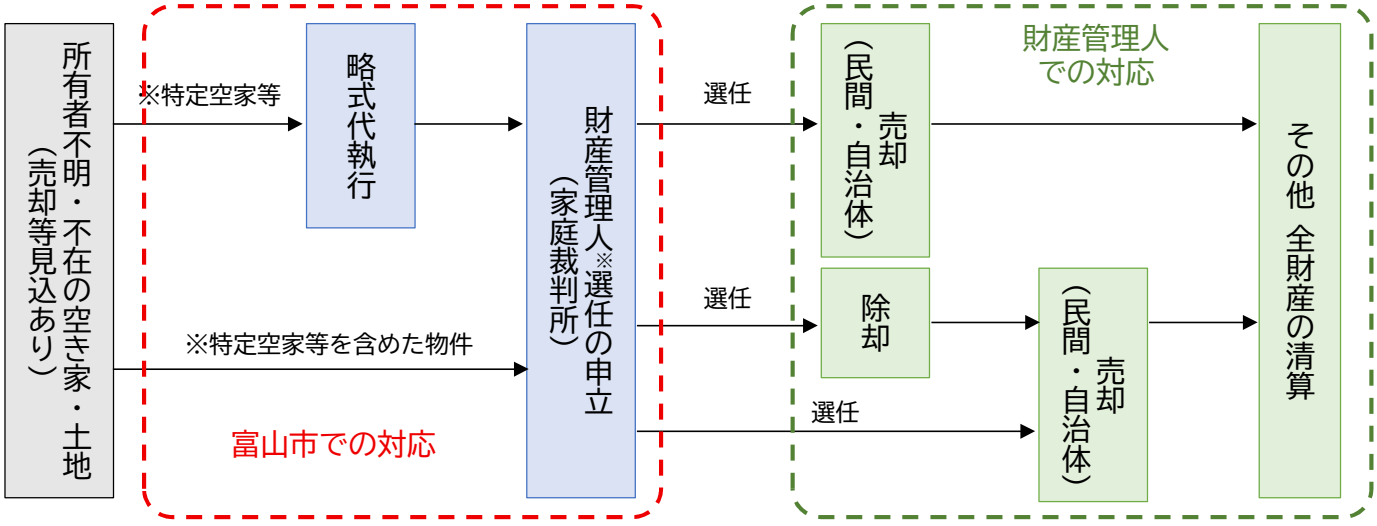
（3）財産管理制度による処分

現計画の関連施策
・空き家の除却や跡地の活用の促進（44 頁）

■所有者が不明・不在の物件のうち売却見込みがある物件は財産管理制度を適用する場合あり

● 所有者が不明・不在となっている物件のうち、売却など処分見込みのあるものは、民法に規定する財産管理制度を適用し空き家の処分を実施（令和 2 年度～）

※法制度の改正：令和 5 年の空家等対策の推進に関する特別措置法改正により、空家等の適切な管理のために特に必要があると認めるときには、市区町村長も選任請求可能となった



※利害関係人等の請求により裁判所が選任した管理人
（相続財産清算人、不在者財産管理人、所有者不明建物管理人、管理不全建物管理人、管理不全土地管理人）

図10 財産管理制度適用による空き家処分の主な流れ

表10 財産管理制度の適用状況

年度	申立件数	完了件数
令和 2	1 件	0 件
令和 3	2 件	0 件
令和 4	8 件	1 件
令和 5	3 件	3 件
令和 6	6 件	3 件
令和 7	8 件	3 件
合計	28 件	10 件

（参考）申立から完了までの平均期間：1 年 4 か月

5 所有者・市民等に対する啓発

現計画の関連施策
・チラシ、パンフレットなどによる情報提供（40、41 頁）
・セミナーやシンポジウムの開催（40 頁）
・町内会との連携体制の構築に向けた、市民の意識啓発（41 頁）

■出前講座や冊子をメインに、広報誌等など様々な媒体を活用し、空き家の管理・処分など空き家対策に関る情報発信・意識啓発を推進

- 地縁団体等からの依頼に基づき、市役所出前講座（空き家対策）を開催
- 管理等に関する事項を記載した冊子を作成し、空き家所有者や市民への情報発信・意識啓発を推進（関連団体や総合相談窓口などの連絡先も記載し、所有者自らによる対応を支援）
- 広報誌や市ホームページなどを活用し、空き家対策に関する情報発信・啓発を推進

年度	開催件数
平成 29	2 件
平成 30	5 件
令和元	2 件
令和 2	0 件 （※コロナ禍）
令和 3	5 件
令和 4	1 件
令和 5	3 件
令和 6	3 件
令和 7	6 件

表11 市役所出前講座 実施件数



写真2 市役所出前講座の様子



※出前講座で配布、管理依頼文書に同封

図11　空き家管理啓発冊子「空き家のはなし」



※民間企業の協賛により発行。広告ページを含む。
町内会での回覧に添付

図12　空き家情報冊子「どうなる？どうする？住まいのこれから」



※納税義務者が亡くなった場合の固定資産税
所有者申告書案内に同封

図13　空き家啓発リーフレット
「住まいの未来を考えよう」

6 居住誘導施策との連携

現計画の関連施策
・公共交通の便利な地域における空き家の利活用の促進（43 頁）

（1）これまでの制度と実績

■まちなか・公共交通沿線への居住誘導施策と連携し、まちなか及び公共交通沿線での住宅取得やリフォーム（中古住宅）に対する支援を実施

- まちなか・公共交通沿線での空き家も含めた住宅取得に対し、支援を実施（～令和 7 年度）
  →戸建て住宅では新築住宅が大半となっているが、中古住宅取得にも支援し、空き家の流通促進に寄与している
- まちなか、公共交通沿線への居住誘導対策として実施してきた住宅取得に対する支援を中古住宅に限定し、空き家の流通を促進（令和8年度～）

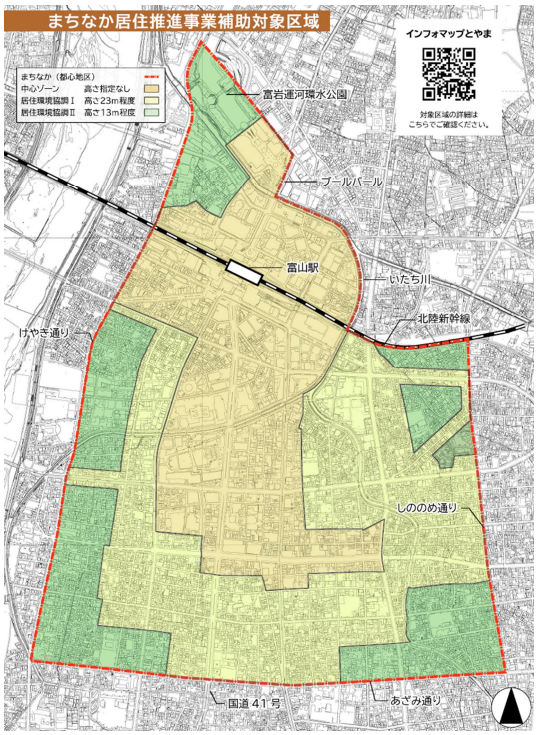


図 14　まちなか居住推進事業補助対象区域

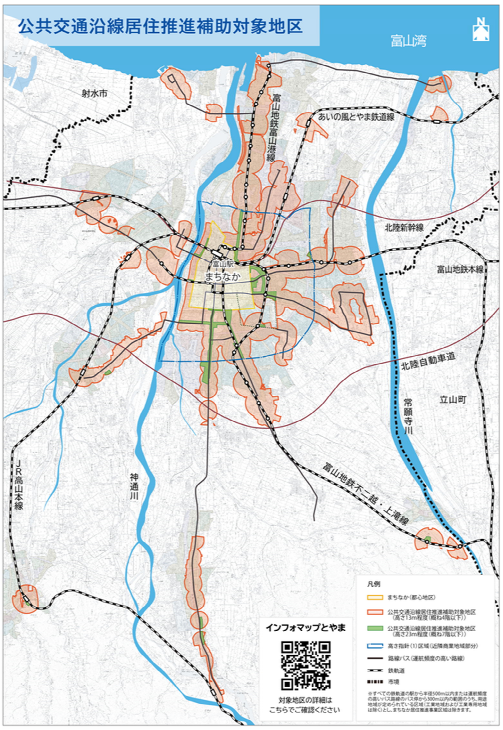


図 15　公共交通沿線居住推進補助対象地区

表12　まちなか・公共交通沿線住宅（戸建て住宅）取得支援事業　補助件数

年度	まちなか		公共交通沿線		合計	
	新築住宅	中古住宅	新築住宅	中古住宅	新築住宅	中古住宅
平成 29	13 件	0 件	49 件	0 件	62 件	0 件
平成 30	13 件	0 件	80 件	4 件	93 件	4 件
令和元	10 件	1 件	110 件	0 件	120 件	1 件
令和 2	11 件	0 件	86 件	0 件	97 件	0 件
令和 3	16 件	0 件	53 件	0 件	69 件	0 件
令和 4	12 件	0 件	37 件	0 件	49 件	0 件
令和 5	11 件	0 件	22 件	1 件	33 件	1 件
令和 6	4 件	0 件	15 件	1 件	19 件	1 件
令和 7	4 件	0 件	9 件	0 件	13 件	0 件

（2）「まちなか・公共交通沿線居住推進事業」補助制度の見直し（令和８年度～）

■中古住宅の流通促進や既成市街地の再構築等につながる支援へシフト

● 新築住宅の取得や新たな宅地開発・共同住宅建設に対する支援から、中古住宅など既存ストックの取得や空き家の除却を伴う開発等に対する支援に重点をシフト

表13　まちなか・公共交通沿線居住推進事業の概要　市民向け

		旧制度（～令和７年度）	新制度（令和８年度～）
住宅取得	対象住宅	新築、中古共に対象	中古住宅のみ
	補助額	住宅ローン借入額の 3% （上限額） まちなか 50 万円、沿線 30 万円	取得奨励金 【一戸建て】 まちなか 100 万円、沿線 70 万円 【分譲マンション】 まちなか 50 万円、沿線 35 万円 ※子育て世帯への加算あり（30 万円）
	所得要件	なし	あり
	その他	中古住宅取得に併せたリフォームへの支援あり 工事費の 10%（上限 30 万円）	中古住宅取得に併せたリフォームや建替えへの支援あり 工事費の 1/2 （上限：まちなか 100 万円、沿線 70 万円） ※子育て世帯への上乗せあり（30 万円）

表14　まちなか・公共交通沿線居住推進事業の概要　事業者向け

		旧制度（～令和７年度）	新制度（令和８年度～）
共同住宅建設	対象要件	一定水準以上の共同住宅を建設すること	旧耐震建築物や空き家等を２戸以上除却し、一定水準以上の共同住宅に建替えること
	補助額	まちなか：50 万円/戸 （上限 2,500 万円） 沿線：35 万円/戸 （上限 1,750 万円）	まちなか：50 万円/戸　（上限 2,500 万円） 沿線：35 万円/戸（上限 1,750 万円） （新設）除却に係る費用への支援 除却費の 1/2（上限 500 万円）
	その他	・要綱に指針を規定 （敷地面積、住居専用面積、緑化面積など）	・要綱に指針を規定 （敷地面積、住居専用面積など） ※緑化要件は努力義務化
宅地整備	対象要件	一定水準以上の宅地を整備すること	旧耐震建築物や空き家等を２戸以上除却し、一定水準以上の宅地を整備すること
	補助額	まちなか：70 万円/区画 （上限 7,000 万円） 沿線：50 万円/区画 （上限 5,000 万円）	まちなか：70 万円/区画（上限 7,000 万円） 沿線：50 万円/区画（上限 5,000 万円） （新設）除却に係る費用への支援 除却費の 1/2（上限 500 万円）

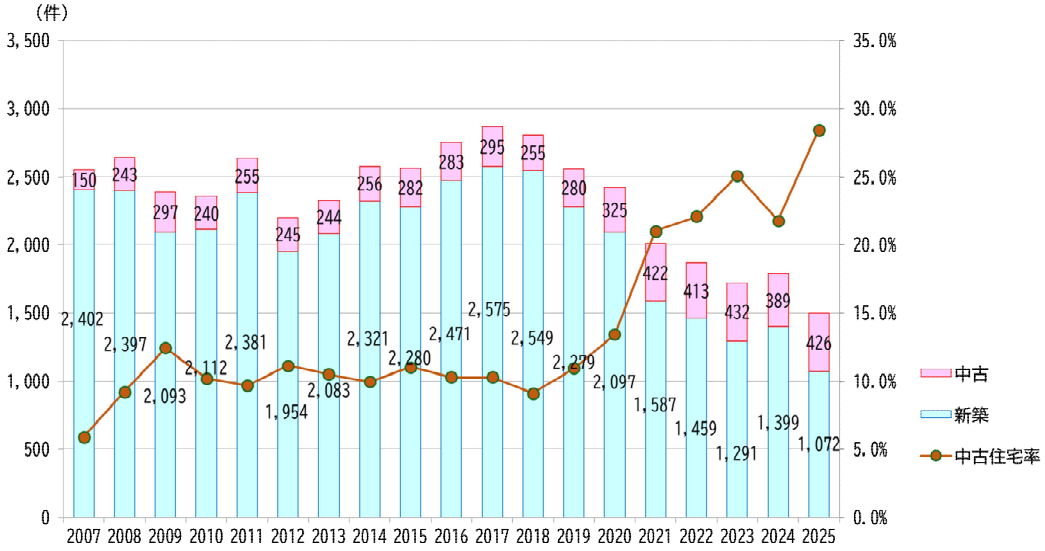
（参考）富山市における住宅取得（戸建て）に占める中古住宅の割合の推移

・新築住宅取得件数は近年、減少傾向が大きい

（人口減少や新築住宅価格の高騰などが背景にあるものと推察）

・中古住宅取得件数は近年、増加傾向で推移

⇒戸建て住宅取得に対し、中古住宅が”選択肢”として認識され始めている



※以下のデータを基に富山市作成

・富山県、県内新設住宅着工戸数データ

・公益社団法人中部圏不動産流通機構、中部圏市場動向データ

図16　富山市における戸建て住宅流通状況

7 現計画の成果指標の達成状況

現計画の関連項目
・空き家対策の成果指標（51 頁）

① 補助支援による空き家の利活用件数（改修、除却）

- 老朽危険空き家除却補助金と空き家再生等推進事業補助金の交付件数を合わせると、令和 6 年度が3件、令和 7 年度が 5 件となり、各年 4 件の目標値を概ね達成している。

② 空き家情報バンク新規登録物件数

- 空き家情報バンクの新規登録件数は、令和 6 年度が 23 件、令和 7 年度が 38 件で、各年 15 件の目標値を大きく上回っている。

③ 官民連携による無料相談及び総合相談窓口来訪件数

- 無料相談会と総合相談窓口での相談件数を合わせると、令和 6 年度が 123 件、令和 7 年度が 131 件で、各年 100 件の目標値を上回っている。

④ 代執行・除却補助・財産管理人制度等、市の取組により問題解消した空き家件数

- 補助金交付等の直接、行政が関与した空き家解消件数は、令和 6 年度が 6 件、令和 7 年度が 8 件となり、各年6件の目標値以上となっている。

⑤ 空き家所有者等への適正管理についての情報提供回数

- 適正管理依頼文書送付件数は、令和 6 年度が 288 件、令和 7 年度が 334 件で、各年 240 件の目標値を上回っている。

表15 現計画の成果指標と実績

指標	得られる効果(基本方針)	目標値 (令和6年度～8年度)	実績値
① 補助支援による空き家の利活用件数（改修、除却）	• 空き家の利活用の促進	各年 4件 計 12件	■老朽危険空き家除却補助金 ・令和6年度：交付2件 ・令和7年度：交付5件 ■空き家再生等推進事業補助金 ・令和6年度：改修0件、除却1件 ・令和7年度：改修0件、除却0件
② 空き家情報バンク新規登録物件数	• 空き家の利活用の促進	各年 15件 計 45件	■空き家情報バンク新規登録物件数 ・令和6年度：新規登録23件(成約13件) ・令和7年度：新規登録38件(成約27件)
③ 官民連携による無料相談及び総合相談窓口来訪件数	• 空き家の適正な維持管理の促進 • 問題のある空き家への対応 • 空き家に関する相談体制の整備	各年 100件 計 300件	■無料相談会での相談件数 ・令和6年度：56件(年3回開催) ・令和7年度：38件(年3回開催) ■空き家総合相談窓口　相談対応件数 ・令和6年度：67件 ・令和7年度：93件(うち新規75件) （令和6年度は令和6年10月～令和7年3月の半年間）
④ 代執行・除却補助・財産管理人制度等、市の取組により問題解消した空き家件数	• 問題のある空き家への対応	各年 6件 計 18件	■補助金交付等の直接、行政が関与した空き家解消件数 ・令和6年度：6件 （空き家再生補助（除却）：1件 老朽危険空き家除却補助：2件 財産管理人制度：3件） ・令和7年度：8件 （老朽危険空き家除却補助：5件 財産管理人制度：3件）
⑤ 空き家所有者等への適正管理についての情報提供回数	• 空き家の適正な維持管理の促進 • 問題のある空き家への対応	各年 240件 計 720件	■適正管理依頼文書送付件数 ・令和6年度：288件 ・令和7年度：334件

8 行政（富山市）が関与した空き家解消件数（市把握分）

● 行政の取組による、あるいはきっかけとした空き家の解消件数（解体・建て替え・利活用）は、平成 28 年度～令和 7 年度までに計 470 件把握した。なお、これは空き家実態把握調査による空き家解消件数（4,861 件）の約 1 割に相当する

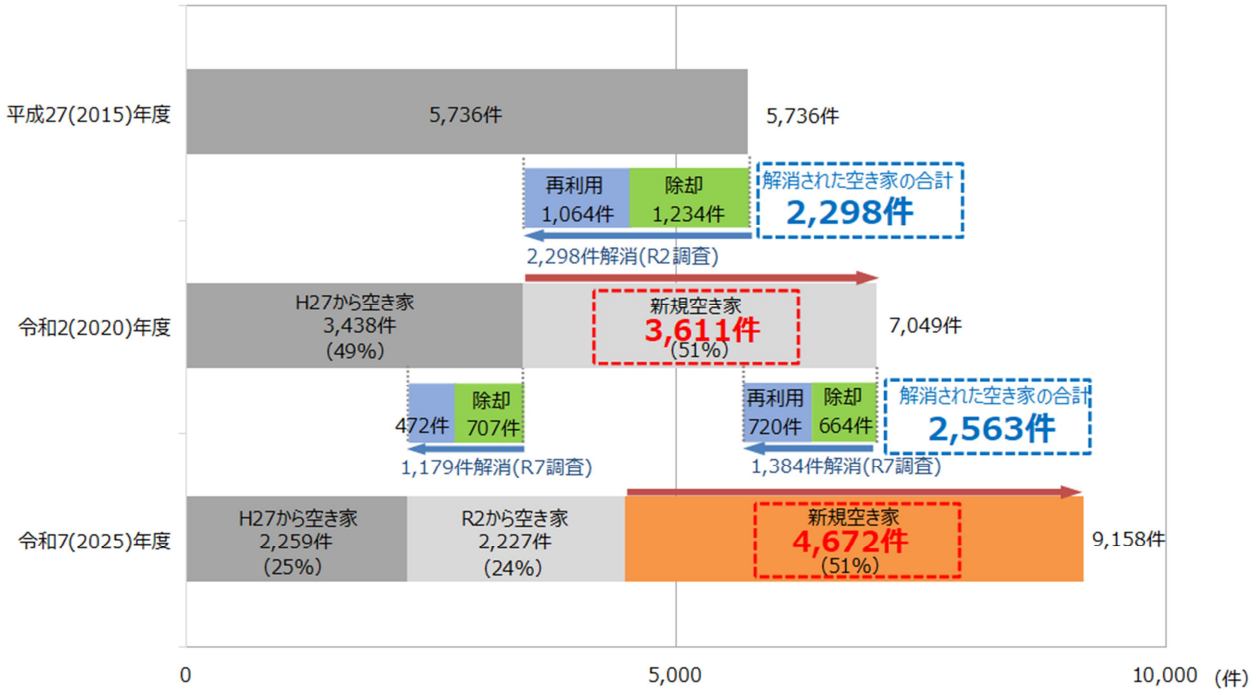


図17 空き家の動向（平成 27～令和 7 年度の比較）

9 まとめ

9－1　富山市空家等対策計画（以下「現計画」）に基づく取組の成果

（1）空き家に関する実態把握

自治振興会・町内会等のご協力をいただき、計画策定時（平成28年度）に続き、令和2年度・令和7年度に実態把握調査を実施し、市内に立地する空き家の総数はもとより、空き家解消件数や新規空き家発生件数など空き家の現況を把握した。

また、空き家データベースを整備し、市民からの情報提供や対応履歴の整理など空き家対策に関する実務の効率化を図った。

（2）空き家化の予防

啓発冊子（市作成、民間事業者と連携による作成）やリーフレットを作成し、空き家の適正管理を依頼する文書等への添付や市役所出前講座での配布、町内会での回覧などに活用し、空き家対策に関する情報発信や市民に対する意識啓発を推進した。

また、長く住み続けられるよう家屋の長寿命化を図る観点から、旧耐震基準（昭和56年以前の建築基準）による木造住宅の耐震改修に対する支援を実施した。

※支援件数（H28～R7 交付決定ベース）：99 件

（3）空き家の適正な維持管理の促進

市民等からの情報提供に基づき、空き家所有者らに対し、文書による適正な管理を依頼した。また、啓発冊子やリーフレットを活用し、空き家を放置することのリスクや利活用・管理・処分に関する相談先などに関する情報発信により、所有者自らによる対応を支援した。

（4）空き家の利活用の促進

平成25年度より運用している「富山市空き家情報バンク」ホームページを、登録者（空き家所有者）・利用申込者（購入希望者等）双方がより使いやすい形態にリニューアルし、空き家情報バンクの利用促進を図るとともに、地域活性化に資する空き家の改修や除却後の土地の活用に対する支援に加え、隣接する空き家・土地の取得による一体的な土地利用や相続人による低廉な空き家の譲渡に対する奨励金の交付など空き家所有者自らによる対応を支援する制度を創設し、空き家の利活用や流通促進を図った。

また、空き家利活用モデル事業として「八尾地域滞在型体験施設」の運営を開始した。

（5）問題のある空き家への対応

周囲に大きな悪影響を及ぼしているなど、いわゆる「問題のある空き家」について、適正管理を依頼する文書の複数回の送付や電話・訪問等による個別の働きかけを実施するとともに、老朽度や周辺への影響が特に著しい物件について、空家対策特措法に基づく「特定空家等」に認定し、指導・勧告を実施するとともに、所有者が不在の物件は略式代執行による除却を実施した。

また、一定以上の老朽度に達している空き家を対象に、所有者らによる除却に対する支援制度を創設した。

（6）空き家に関する相談体制の整備

関連団体と連携し、空き家・持ち家の利活用や処分等に対し、複数の専門家による無料相談会を開催（年3回）した（令和6年度より事前予約制に移行し、所有者らの疑問・悩みに対しよりきめ細かな対応を図っている）。

また、空き家所有者からの様々な相談をワンストップで受け付け、解決に向けて伴走支援を

行う「富山市空き家総合相談窓口」の運営を開始した。

９－２　現計画に位置付けた指標の達成度

現計画に位置付けた指標について、民間事業者・市民・行政が連携し取り組んだ結果、実績値はいずれの指標においても「達成（目標値を上回る）」若しくは「概ね達成（目標値に近い水準の実績値）」となっている。

９－３　空き家の解消に関する動向

（１）空き家解消件数

過去3回の空き家実態把握調査結果より、直近10年間で計 4,861 件の空き家が解消（再利用・除却）されている。

（空き家解消件数）H27→R2：2,298 件、R2→R7：2,563 件

（２）行政が関与した空き家解消件数（市把握分）

行政の取組による、もしくはきっかけとした空き家解消件数（H28～R7）は計 470 件把握した。なお、これは空き家実態把握調査による空き家解消件数（H28→R7：4,861 件）の約 1 割に相当する。

９－４　空き家の発生に関する動向

（１）新規空き家発生件数

過去3回の空き家実態把握調査結果より、直近10年間で計 8,283 件の新規空き家が確認されている（新規空き家発生件数　H27→R2：3,611 件、R2→R7：4,672 件）

（２）行政へ寄せられる情報提供件数

空き家に関する市民等からの情報提供件数は近年、年間 400 件を超えており、約10年前（平成28年度）の約2倍の水準となっている。

９－５　総括

○空き家に関する市民の関心の高まりや関連事業者による事業活動の活発化などを背景に、空き家の解消（再利用、除却など）に関する動きが見られる

○富山市においても現計画に基づき、市民や事業者の協力を得ながら、適正な管理の依頼や各種補助制度、相談体制の構築などの取組を推進し、空き家の解消に努めてきた

⇒現計画に基づく一連の取組により、空き家対策として一定の成果が発現している

○しかしながら、人口減少・少子高齢社会の進行などを背景に、空き家の解消等に関する動きを大きく上回る速度で、新たな空き家の発生が見られる

○市民等からの情報提供件数が高水準で推移していることなどから、空き家対策に関する行政ニーズが高まっているものと考えられる

⇒次期空家等対策計画を策定し引き続き、官民連携による空き家対策を推進する必要があると考える